

浄化槽の設置等に係る必要書類について

浄化槽を設置又は廃止するときは、環境共生センターに届出が必要です。
必要な書類や届出の時期は以下のとおりです。

1 浄化槽を設置する場合

浄化槽を設置するときは、事前に届出が必要です。

なお、設置するときの状況に応じて、必要な書類が異なります。

①建築確認申請を伴う場合 ⇒ 建築基準法に基づく手続き

例) 新築の住宅の建設に伴い浄化槽を設置する場合

【必要書類】

- ・し尿浄化槽概要書（京都市建築基準法施行細則 第3号様式）
- ・放流水の排水経路図
- ・付近見取図（放流経路、方位明記）
- ・配置図（建築物、浄化槽（流入経路、放流経路含む）、道路位置明記）
- ・各階平面図（各室の用途明記）
- ・認定書の写し（浄化槽法第13条の認定を受けている場合）
- ・浄化槽の設計計算書（浄化槽法第13条の認定を受けていない場合）
- ・浄化槽の構造図、仕様書
- ・法定検査機関の法定検査申込受理書の写し

【届出の時期】

建築確認申請前（審査には約1～2週間を要します。）

【必要部数】

1部（浄化槽の規模等により必要部数が増えることがあります。）

共通
書類
(※1)

②建築確認申請を伴わない場合 ⇒ 浄化槽法に基づく手続き

例) トイレのみを改修し、浄化槽を設置する場合

【必要書類】

- ・浄化槽設置届出書（第1号様式）
- ・処理対象人員の算定根拠書類
- ・上記「①建築確認申請を伴う場合」で定める共通書類（※1）

【届出の時期】

設置工事着工日の21日以上前

（国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日以上前）

【必要部数】

3部（浄化槽の規模等により必要部数が増えることがあります。）

2 届出事項を変更する場合

浄化槽工事が完了するまでの間に、上記1の届出事項を変更（浄化槽の構造又は規模など）するときは、事前に届出が必要です。

①建築確認申請を伴う場合

【必要書類】

- ・上記1「①建築確認申請を伴う場合」で定める必要書類
- ・建築基準法第6条第4項又は同第18条第3項の規定による確認済証の写し

【届出の時期】

設置工事着工日の21日以上前

（国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては10日以上前）

【必要部数】

1部（浄化槽の規模等により必要部数が増えることがあります。）

②建築確認申請を伴わない場合

【必要書類】

- ・浄化槽変更届出書（第2号様式）
- ・処理対象人員の算定根拠書類
- ・上記1「①建築確認申請を伴う場合」で定める共通書類（※1）

【届出の時期】

設置工事着工日の21日以上前

※国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては10日以上前

【必要部数】

3部（浄化槽の規模等により必要部数が増えることがあります。）

3 浄化槽の使用を開始した場合

浄化槽の使用を開始したときは、開始の日から30日以内に届出が必要です。

【必要書類】

- ・浄化槽使用開始報告書（第3号様式）

【届出の時期】

使用開始の日から30日以内

【必要部数】

2部

4 浄化槽の管理者（使用者）を変更した場合

浄化槽の管理者（使用者）を変更したときは、変更の日から30日以内に届出が必要です。

【必要書類】

- ・浄化槽管理者変更報告書（第5号様式）

【届出の時期】

変更の日から30日以内

【必要部数】

1部

5 浄化槽の使用を休止又は再開する場合

浄化槽の使用を休止したときは、届出を行うことができ、休止を届け出た浄化槽については、使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び11条検査の義務が免除されます。

なお、休止していた浄化槽の使用を再開するときは、使用を再開した日から30日以内に届出が必要です。

<休止する場合>

【必要書類】

- ・浄化槽使用休止届出書（第6号様式）

【届出の時期】

休止に当たって、当該浄化槽を清掃したとき

【必要部数】

1部

<再開する場合>

【必要書類】

- ・浄化槽再使用届出書（第7号様式）

【届出の時期】

使用を再開した日から30日以内

【必要部数】

1部

6 浄化槽の使用を廃止した場合

浄化槽の使用を廃止したときは、廃止の日から30日以内に届出が必要です。

【必要書類】

- ・浄化槽使用廃止届出書（第8号様式）

【届出の時期】

廃止の日から30日以内

【必要部数】

1部

届出書類の様式ダウンロード

- 京都市情報館「浄化槽取扱指導要綱関係用紙」（ページ番号：93945）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000093945.html>

- 京都市情報館「様式集（確認申請・検査関係）」（ページ番号：165225）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000165225.html>

北部環境共生センター

【管轄行政区】北・上京・左京・中京・右京区

〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2

☎：075-701-9800

南部環境共生センター

【管轄行政区】東山・山科・下京・南・西京・伏見区

〒601-8444 京都市南区西九条森本町62-1

☎：075-671-0511